

生ごみ処理機器の購入費を補助します～電気式の無料貸し出しも始めます～

家庭から排出される生ごみの自家処理を促進し、ごみの減量化と資源化を図るため、家庭用の生ごみ処理機器の購入費を補助します。

▶補助金額など

種類	補助金額	補助基数	
コンポスト容器 ※有効容量 70リットル以上 	EMポカシ容器 	購入金額（税抜額・100円未満切り捨て） ※1基につき上限3,000円	1世帯につき 2基まで
電気式生ごみ処理機 （破碎処理後、処理水を下水道管などに排出するものを除く） 	購入金額（税抜額・100円未満切り捨て） ※1基につき上限15,000円	1世帯につき 1基	

▶対象 次の方の全ての要件に該当する方

- ・市内に居住し、本市の住民基本台帳に記録されている方
- ・世帯主の方
- ・市税を完納している方
- ・生ごみ処理機器を常に良好な状態で維持管理できる方
- ・減量化または堆肥化されたものを適切に処理できる方
- ・令和3年4月1日以降に購入（古物を除く）した方
 ※転売または事業の用に供する目的で購入したものは対象外



生ごみ処理機器を販売する店舗の様子

▶対象外となる経費

- ・搬送または設置に要する費用
- ・保証に要する費用
- ・促進剤や菌床剤の購入に要する費用

▶申請期限 令和5年3月10日まで（土・日曜日、祝日および12月29日～1月3日を除く）

※予算の範囲内での補助となりますので、予算額（240万円）に達した場合は受付期間中でも終了します。

▶添付書類 ①商品名が記入されている領収書の写し（購入品の内訳が記載されたもの）

※コンポスト容器の場合は容量が記載されている必要あり

②保証書の写し（電気式生ごみ処理機の場合）

③補助金の振り込みを希望する金融機関の口座名義および口座番号が分かるものの写し

▶申請方法 環境課で配布している申請書（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入し、上記添付書類および申請に来られる方（世帯主または同居の親族に限る）の本人確認書類（運転免許証など）を持参の上、直接同課へお越しください。※本庁や南河原支所などへの提出、郵送や上記以外の方による提出は受付不可

見本品を展示しています

市役所本庁舎正面玄関ロビーと各公民館で見本品を展示していますので、実物を確認したい方は、ご覧ください。※各公民館は巡回展示となりますので、市ホームページで展示スケジュールをご確認ください。



市役所で展示している生ごみ処理機器

電気式の無料貸し出しをします

9月20日（火）から、電気式生ごみ処理機の無料貸し出しを行います。実際にご家庭で試してから購入を検討したい方は、ご利用ください。

※電気代や水切りネット代は利用者負担となります。

▶貸出機種 ・パナソニックMS-N53XD…1基 ・島産業PCL-33…5基

▶貸出期間 最大21日間

▶申請方法 同課で配布している申請書（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入し、直接同課へ提出してください。

▶問い合わせ 同課 ☎ 556—9530

子ども医療などの医療費助成制度が変わります

本市の福祉3医療制度（子ども医療費、重度心身障害者医療費、ひとり親家庭等医療費）について、県内各医療機関（内科・歯科・調剤・訪問看護）の窓口で受給者証と健康保険証を提示することにより、窓口での一部負担金の支払いが不要となります。



〈10月から〉

県内の医療機関で「子ども医療費・重度心身障害者医療費」受給者証が使えるようになります

対象となる方には、9月下旬に新しい受給者証をお送りします。10月以降、変更前の受給者証は使用できなくなりますのでご注意ください。

〈令和5年1月から〉

県内の医療機関で「ひとり親家庭等医療費」受給者証が使えるようになります

対象となる方には、12月下旬に新しい受給者証をお送りします。令和5年1月以降、変更前の受給者証は使用できなくなりますのでご注意ください。

※医療機関によっては対応していない場合がありますので事前にご確認ください。また、あん摩マッサージ・はり・きゅう師、柔道整復師などの施術所は、現行のとおり本市と協定を締結している市内の施術所のみが対象です。

※1医療機関当たり1カ月の支払い（保険診療分）が21,000円以上となる場合など、窓口支払い不要の対象とならない場合があります。新しい受給者証の裏面「注意事項」を確認の上ご使用ください。

※詳細は、県ホームページをご覧ください。



〈令和5年1月から〉

「ひとり親家庭等医療費助成制度」を受給する家庭のお子さんの医療費が「子ども医療費」から「ひとり親家庭等医療費」に変わります

対象となる方には、12月下旬に新しい受給者証をお送りします。令和5年1月以降、変更前の受給者証は使用できなくなりますのでご注意ください。

※お子さんの医療費の助成内容は変わりません。また、お子さんには自己負担金はありません（保護者の方には市民税の課税状況に応じた自己負担金があります）。

※重度心身障害者医療費受給者証をご使用のお子さんに変更はありません。

使用される方へのお願い

- ・市外へ転出した場合、本市の受給者証は使用できません。新しい市町村の受給者証をお使いください。なお、転出などで本市の資格がなくなった場合は、必ず受給者証を保険年金課に返却してください。
- ・住所変更などにより、受給者証に記載された内容と現状が異なる場合は、必ず同課へ届け出をしてください。

▶問い合わせ 同課医療国民年金グループ（内線226・227）

都市計画に関する公聴会を開催します

県が決定する都市計画の変更原案について、市民の皆さんから意見をいただくため、次のとおり公聴会を開催します。

- ▶日時 10月28日（金）午前10時
- ▶場所 産業文化会館第2会議室
- ▶内容
 - ・行田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
 - ・行田都市計画区域区分の変更について

都市計画の変更原案の閲覧

- ▶期間 9月20日（火）～10月4日（火）午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）
- ▶場所 都市計画課、行田県土整備事務所、県都市計画課
- ▶その他 県都市計画課ホームページから閲覧できます。
 (https://www.pref.saitama.lg.jp/a1102/toshikeikakunosintyoku/index.html)

公述の申し出

▶対象 市内に住所を有する方または法人

▶提出方法 閲覧場所にある公述申出書に必要事項を記入の上、10月4日（火）午後5時15分までに持参、郵送（必着）、県電子申請・届出サービスのいずれかの方法により、都市計画課または県都市計画課【持参・郵送】〒361—0052 行田市本丸2—20 行田市都市計画課または〒330—9301 埼玉県都市計画課（住所記載不要）

※公述希望者多数の場合は、公述人を選定することがあります。

※公述人一人当たりの公述時間は、おおむね10分以内となります。

※申し出がない場合は、公聴会は中止となります。

▶その他 傍聴を希望する方は、10月14日（金）以降に都市計画課に申し込みください。

▶問い合わせ 都市計画課 ☎ 550—1550 または 県都市計画課 ☎ 048—830—5341